

ねんきん恩けんせいど
年金保険制度

<p>ろうれいねんきん 老齡年金</p>	<p>ろうれいきそねんきん 老齡基礎年金</p>	<p>こくみんねんきん こうせいねんきん ほけんりょう ねんいじょうのうふ 国民年金や厚生年金の保険料を 10年以上納付 (めんじょ きかんとく ふく ばあい さい 免除の期間等も含める) した場合に、65歳か ら受け取ることができる年金です。</p>
	<p>ろうれいこうせいねんきん 老齡厚生年金</p>	<p>こくみんねんきん こうせいねんきん ほけんりょう ねんいじょうのうふ 国民年金や厚生年金の保険料を 10年以上納付 (めんじょ きかんとく ふく こうせいねんきん ねん 以上加入した場合は生年月日によって 60歳～ 64歳、1年未満は 65歳から受け取ることができ る年金です。 【長期加入者の特例】厚生年金の期間が 44年 以上あり、厚生年金被保険者でない場合、65歳前 でも 65歳からの年金を受け取ることができます。 【障害者の特例】障害厚生年金3級以上の状態 (しょうがいねんきん じゅきゅう こうせいねんきんひ 障害年金を受給してなくても) で厚生年金被 保険者でない場合、65歳前でも 65歳からの 年金を受け取ることができます。</p>
<p>しょうがいねんきん 障害年金</p>	<p>しんしん しょうがい 心身に障害があり日常生活や仕事に支障がある場合に、その障害の 状態によって受け取ることができる年金です。その障害に関連する 症状で初めて病院を受診した日に加入していた保険が国民年金は 障害基礎年金、厚生年金は障害厚生年金となります。</p>	<p>にちじょうせいかつ しごと ししょう ばあい しょうがい 日常生活や仕事に支障がある場合に、その障害の 状態によって受け取ることができる年金です。その障害に関連する 症状で初めて病院を受診した日に加入していた保険が国民年金は 障害基礎年金、厚生年金は障害厚生年金となります。</p>
<p>しょうがいきそねんきん 障害基礎年金</p>		<p>しょうがいとうきゅう きゅう しょうがい じょうたい 障害等級が 1、2級の障害の状態にあるときに 受け取ることができます。子(年齢等条件あり) の加算があります。</p>
<p>しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金</p>		<p>しょうがいとうきゅう きゅう しょうがい じょうたい 障害等級1級から 3級の障害の状態にあると きに支給されます。1、2級には配偶者(所得等 条件あり)の加算があります。</p>
<p>しょうがいてあてきん 障害手当金</p>		<p>こうせいねんきんかにゅうしゃ たいしやう しょうがいこうせいねんきん きゅう 厚生年金加入者が対象で障害厚生年金の3級に 該当しない障害で、一定の障害の状態の時に 一時金を受け取ることができます。</p>
<p>とくべつしょうがいききゅうふきん 特別障害給付金</p>		<p>しょうわ ねん がついぜん へいせい ねん がついぜん がくせい 昭和61年3月以前や平成3年3月以前の学生だ った期間に国民年金任意加入対象であって、</p>

		にんいかにゆうきかん しょしんび しょうがいき そねんきん 任意加入期間に初診日があり、障害基礎年金が せいきゅう かた ふくしてき そち しきゅう 請求できない方への福祉的措置として支給され きゅうふきん る給付金です。
いそくねんきん 遺族年金	いそくき そねんきん 遺族基礎年金	こくみんねんきん ひほけんしゃまた ひほけんしゃ ものとう 国民年金の被保険者又は被保険者であった者等 しぼう もの せいけい いじ が死亡したときに、その者に生計を維持されてい たその遺族(子のある配偶者または子)に支給す いそく こ はいぐうしゃ こ しきゅう る年金です。
	しぼういちじきん 死亡一時金	いってい こくみんねんきん ほけんりょう のうふ もの ろうれい 一定の国民年金保険料の納付をした者が、老齢や しょうがいき そねんきん う しぼう ばあい もの 障害基礎年金を受けずに死亡した場合、その者 せいけい おな いってい いそく しきゅう と生計を同じくしていた一定の遺族に支給する いちじきん 一時金です。
	かふねんきん 寡婦年金	いってい こくみんねんきんほけんりょう のうふ おっと ろうれい 一定の国民年金保険料を納付した夫が、老齢や しょうがいき そねんきん う しぼう ばあい おっと 障害基礎年金を受けずに死亡した場合に、夫に せいけい いじ つま さい さい 生計を維持されていた妻が60歳～65歳になる あいだ しきゅう までの間に支給されます。
	いそくこうせいねんきん 遺族厚生年金	こうせいねんきん ひほけんしゃ ひほけんしゃ もの 厚生年金の被保険者または被保険者であった者 など しぼう もの せいけい いじ 等が死亡したときに、その者に生計を維持されて いたその遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母(最 いそく はいぐうしゃ こ ふまご そふほ もっと も先順位の遺族のみ))に支給する年金です。
	ちゅうこうれいかふかさ 中高齢寡婦加算	いそくこうせいねんきん じゅきゅうけん しゅとく とうじ さいいじょう 遺族厚生年金の受給権を取得した当時40歳以上 さいみまん つま いそくき そねんきん しきゅう 65歳未満の妻で遺族基礎年金が支給されない ばあい いそくこうせいねんきん かさん しきゅう 場合に、遺族厚生年金に加算して支給されます。